

苫小牧市地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、北海道が定める UIJ ターン新規就業支援事業実施要領（以下、「道要領」という。）第4の3に規定する地方就職学生支援事業（以下、「本事業」という。）に係る地方就職支援金（以下、「支援金」という。）の交付について、苫小牧市補助金等交付規則（平成30年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 支援金は、遠隔地で実施される就職活動に要する費用（以下、「交通費」という。）及び移住にかかる費用（以下、「移転費」という。）の負担軽減を図ることで、若年層の本市への UIJ ターンを促進し、希望する働き方の実現を支援するとともに、企業の人材不足解消を図ることを目的として交付する。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下、「交付対象者」という。）は、交付申請時において、次の要件をいずれも満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

- ア 大学又は大学院の卒業・修了の年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費に係る交付申請においては、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。
- イ 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。
- ウ 苫小牧市に移住したこと。ただし、交通費の申請においては、勤務地が北海道内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- エ 支援金の交付申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費に係る交付申請を行う場合は、申請日において就業開始予定日1年以内であること。
- オ 支援金の申請日から1年以上、継続して苫小牧市に居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費に係る交付申請を行う場合は、卒業後に条件を満たす就業先に就職し、転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上、実施市町村に継続して居住する意思を有していること。

(2) 就業先に関する要件

- ア 勤務地が北海道内に所在する企業等に、大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。ただし、苫小牧市が対象機関等を別に定めた場合はこの限りでない。
- オ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(3) 就業条件に関する要件

- ア 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業（在学中に交通費に係る交付申請を行う場合は就業見込み）であること。
- イ 苫小牧市近郊を中心とした勤務を基本とする採用であること。
- ウ 道外への勤務を前提としない採用であること。
- エ 在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、上記の条件に該当する者として採用される予定であること。

(4) その他の要件

- ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- イ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理に関する特例法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ウ その他市長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(支援金の額)

第4条 地方就職支援金の額は、次の各号のとおりとし、上限額の範囲内で交付する。

- (1) 交通費 道内企業で実施された選考面接に交付対象者本人が参加するために要した往復交通費の2分の1以内の金額（交付は1人1回分まで）
- (2) 移転費 苫小牧市への移転に要した最低限の実費の金額とし、最低限の実費であることを証明できない場合は、別に定める支給上限額以内とする。

2 支援金の上限額は、北海道移住支援金等交付事業費補助金交付要綱別記2に定める上限額（別表1）に準じるものとし、次の各号のとおりとする。

- (1) 交通費 苫小牧市内で選考面接が行われる場合は、1人あたり28,000円
- (2) 移転費 最低限の実費であることを証明できる場合は418,500円、最低限の実費であることを証明できない場合は、113,500円

- 3 交通費の支給において、選考面接が苫小牧市外で行われる場合は、選考面接が行われる市町村が属する総合振興局・振興局の上限額と比較し、より低い額を支給上限額とする。

(交付対象経費)

第5条 支援金の交付対象経費は、次の各号のとおりとする。

- (1) 交通費 経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の往復交通費
 - (2) 移転費 東京圏から苫小牧市への移住に係る転居費用（運送費用）
- 2 交通費の交付申請において、宿泊料等と交通費が合算されたパック旅行等を利用したときは、宿泊料等相当分として別表2に掲げる金額を差し引いた金額を往復交通費とみなす。ただし、宿泊料等と交通費の内訳が明確にわかる場合はこの限りでない。
- 3 交付対象経費に対し、他の補助金等の交付を受けたときは、その額を差し引いた額を交付対象経費とみなす。
- 4 その他、往復交通費の算定において、本要綱に定めのない事項の取扱いについては、苫小牧市職員等の旅費に関する条例、苫小牧市職員等の旅費に関する条例施行規則及び旅費マニュアルに準じるものとする。

(交付の申請)

第6条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、苫小牧市地方就職支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 交付対象者の顔写真付きの本人確認書類等の写し(マイナンバーカードや運転免許証、住民票など、氏名・生年月日・移住元の住所が確認できるもの)
 - (2) 就業証明書(在学中に交通費を申請する場合には、内定証明書)
 - (3) 交付申請書に記載した交通費及び移転費に係る領収書等
 - (4) 卒業・修了証明書(卒業・修了日が就業開始日から1年以内のもの)又は在学証明書(交付申請日から遡って直近3か月以内に大学から発行されたもの)
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の交付の申請は、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に行うこと。ただし、在学中に交通費に係る交付申請を行う場合は、申請日において就業開始予定日1年以内であること。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに苫小牧市地方就職支援金交付決定通知書(様式第

3号)により、交付申請者に通知するものとする。

2 審査の結果、支援金の交付が不相当と認める場合又は予算上の理由等により支援金の交付が不可である場合についても、その旨を交付申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第8条 支援金の交付決定を受けた者(以下、「支援対象者」という。)は、交付決定後速やかに、苫小牧市地方就職支援金請求書(様式第4号)により市長に支援金を請求すること。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 支援対象者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、苫小牧市地方就職支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 市長は前項に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに苫小牧市地方就職支援金交付決定通知書〔再交付〕(様式第6号)を支援対象者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第11条 北海道及び苫小牧市は、本事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、支援対象者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消等)

第12条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、内定企業の倒産、災害、病気等、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 虚偽の申請であること、又は、居住、就業の実態がない等、支援対象者要件を満たしていないことが明らかになった場合
- (2) 在学中に交通費の申請を行う場合であって、申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- (3) 在学中に交通費の申請を行う場合であって、申請日から1年以内に本市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。)
- (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に道内の別の企業に就業する場合を除く。)

(5) 本市への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年未満で本市から転出した場合

(6) 第11条に定める報告及び立入調査に支援対象者が応じなかった場合

2 市長は、前項の規定により、交付決定の全部または一部を取り消したときは、苫小牧市地方就職支援金交付決定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(返還請求)

第13条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、すでに支給した支援金の全額または一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により支援対象者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定による返還金額は、次の当該各号の定めるところによる。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であること、又は、居住、就業の実態がない等、支援対象者要件を満たしていないことが明らかになった場合

イ 申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に苫小牧市に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。)

エ 就業開始日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合(ただし、退職日から3か月以内に道内の別の企業に就業する場合を除く。)

オ 転入日から1年未満に本市以外の市区町村に転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内に本市から転出した場合

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する

別表1（北海道移住支援金等交付事業費補助金交付要綱別記2より）

振興局名	上限額
空知総合振興局	27,000 円
石狩振興局	27,000 円
後志総合振興局	27,000 円
胆振総合振興局	28,000 円
日高振興局	29,000 円
渡島総合振興局	26,000 円
檜山振興局	28,000 円
上川総合振興局	32,000 円
留萌振興局	33,000 円
宗谷総合振興局	37,000 円
オホーツク総合振興局	34,000 円
十勝総合振興局	32,000 円
釧路総合振興局	31,000 円
根室振興局	35,000 円

別表2

宿泊料（1泊あたり）	昼食及び夕食代（1食あたり）
13,000 円	800 円